

株 式 会 社 貴 陽 定 款

平成28年10月25日作成

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株 式 会 社 貴 陽 と称す。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく介護予防居宅サービス事業
3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
4. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
6. 介護保険法に基づく第 1 号事業
7. 介護用機器・用具の販売、賃貸、修理並びに設置工事
8. サービス付き高齢者向け住宅の設置経営及び管理業務
9. 高齢者向けの生活支援サービス事業
10. 給食事業及び配食サービス事業
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
15. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援 B 型事業
16. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
17. 児童福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業、デイサービス事業
18. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者居宅介護等事業
19. 一般乗用旅客自動車運送事業
20. 特定旅客自動車運送事業
21. 指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものに基づく居宅介護従業者養成研修事業
22. 介護保険法に基づく介護員養成研修事業
23. 移動支援従業者養成研修事業
24. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
25. 職業安定法に基づく職業紹介事業
26. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
27. 衛生用品、介護用品、健康器具、医療器具、清涼飲料水、日用雑貨品、化粧品の販売
28. 医療・看護関連事務業務の受託
29. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を 大阪府岸和田市田治米町 4 1 5 番地の 9 に置く

(機 関)

第 4 条 当社には、株主総会及び取締役のほか、代表取締役及び監査役を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

②前項の承認を行わない場合、株主総会が指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 相続その他一般承継により当社の株式の取得が行われたとき、被承継人が所有していた株式数が発行済株式総数の5分の1以内である場合に、当社は相続その他一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人とその一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

②前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。
その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式によ

り、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた時もその事項につき同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第13条 当社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利をあたえる場合には、その旨、その募集事項及びその申込期日は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の決議によって定める。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

②株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して、招集通知を発すものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が、代理人により議決権を行使する場合には、その代理人は当社の議決権を行使することができる株主1名に限る

②前項において、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

②株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは予め社長の定める順序に従い他の取締役がこれに当たり、取締役の全員に事故あるときは、出席株主中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

②会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって決する。

(総会の議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員、並びに議事の経過の要領及び結果、その他法務省令で定める事項を記載した議事録を作り議長及び出席取締役は記名押印して当会社に保存する。

第 4 章 取締役、代表取締役および監査役

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当社の取締役は1名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当社の取締役及び監査役は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(監査役の権限)

第23条 監査役は、会計に関する事項のみを監査するものとし、業務に関する事項を監査する権限を有しない。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の者に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役または常務取締役各若干名を置き、株主総会の決議により、取締役の中から選任する。

②社長は、当社を代表する。

③社長のほか、株主総会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる

(業務執行)

第26条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

②社長に事故があるときは、予め社長の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬等)

第27条 会社法第361条第1項及び同法第387条第1項に定める、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、それぞれ株主総会の決議を

もって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 29 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に配当する。

- ② 剰余金の配当は、当社がその支払の提供をしてから満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

本書は当社現行定款に相違ありません。

平成 28 年 10 月 25 日

株 式 会 社 貴 陽

代表取締役 川 本 修 次